平成２４年（フ）第２０２０号
大阪市城東区今福東２丁目13番６号
破産者　株式会社プレステージ・ライフ
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２０号
大阪市福島区福島２丁目10番19―904号
破産者　有限会社大阪好日エステート
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８号
堺市堺区楠町１丁３番18号
破産者　カナディアン大阪有限会社
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８５号
神戸市東灘区御影塚町２丁目21番２号
破産者　有限会社玉田商会
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５１号
兵庫県姫路市総社本町66番地
破産者　株式会社黒田商会
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市南条１丁目98番地ドミール南条101
破産者　有限会社セントラルサプライ
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２４８号
岡山県赤磐市是里41番地、住民票上の住所兵庫県西脇市野村町1795番地の287
破産者　岡本　和也
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
長崎県諫早市宇都町240番地の117
破産者　有限会社諫早パークホテル
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
千葉県安房郡鋸南町下佐久間724番地２
破産者　須田　辰巳
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第３３５号
東京都日野市百草999番地百草団地133―314
破産者　村井　勝江
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９８号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋１丁目17番27―203号
破産者　桜井　祐美（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
石川県白山市青葉台２丁目138番地
破産者　有限会社ユーエスシステム
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２４号
静岡県沼津市高島町８番15号
破産者　有限会社タザキ
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
三重県鈴鹿市肥田町196番地
破産者　株式会社東海帆布
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０３号
京都市伏見区桃山町丹後10番地の１
破産者　株式会社おぜき商店
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
京都市右京区太秦石垣町21―２Ｍ’Ｓ太秦１Ｆ
破産者　有限会社フルハウス
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
熊本県水俣市大字大迫1213番地
破産者　合資会社三笠屋旅館
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２９９号
さいたま市中央区大戸２丁目５番15号　コーポ前沢101
破産者　木村　麻実
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
さいたま市緑区道祖土３丁目５番20号　野島ハイツ402、住民票上の住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎３丁目14番３号303
破産者　野島　惠子
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
埼玉県朝霞市栄町３丁目５番15―103号
破産者　花岡　嘉則
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
鹿児島県鹿児島市吉野町5422番地２
破産者　福盛　宗**隆**
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係